

# 高槻市農業委員会の委員募集要領

## 1 募集人数

14人

## 2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

## 3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員

## 4 職務内容

毎月開催される農業委員会の総会や許可申請等の事前審査の場へ出席し、農地の権利移動の許可等に関する審議及び決定を行うとともに、審議に関連した現場調査を行い、また、農地利用の最適化に関する指針の策定及び農地利用最適化推進委員と連携した現場活動を行います。

## 5 報酬

月額 50,000円

## 6 推薦を受ける方及び応募する方の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - (3) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する方
  - (4) 法令等により委員と兼職できない方
- ※ なお、同時に募集中の農地利用最適化推進委員については、推薦や応募はできますが兼務することはできません

## 7 推薦及び応募に係る手続等

### (1) 提出方法

所定の様式に記入の上、直接または郵送により高槻市農業委員会事務局へご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんので、ご了承ください。

## (2) 提出書類

農業者等（法人または団体）が推薦する場合	団体推薦用（様式1）
農業者等（個人）が推薦する場合	個人推薦用（様式2）
個人が募集に応募する場合	個人応募用（様式3）

※ 上記様式は高槻市農業委員会事務局窓口に設置しています

また、高槻市ホームページからもダウンロードできます

## (3) 提出期間

令和8年1月14日（水）から2月13日（金）まで【郵送の場合は必着】

※ 直接提出する場合は、市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで

郵送の場合は配達が確認できる「簡易書留」または「書留」で送付してください

※ 提出期間は延長する場合があります（延長する場合は高槻市ホームページで公表）

## 8 選考方法

書類選考

## 9 選考結果の通知

選考結果は、令和8年3月上旬（予定）までに、推薦を受けた方、推薦をされた方、及び応募した方全員に文書で通知します。

## 10 情報の公表

推薦及び応募に係る情報のうち以下の項目について、募集期間中及び終了後に高槻市ホームページで公表しますので、ご了承ください。

- (1) 推薦する方（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦する方（団体等の場合）の名称、目的、代表者氏名、構成員数、構成員の資格等
- (3) 推薦を受ける方、応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦する方が推薦を受ける方を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別  
　　または応募する方が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける方または応募する方が認定農業者等であるか否かの別

## 11 問合先・提出先

所在地 〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市農業委員会事務局

（高槻市総合センター9階）

電話番号 072-674-7421（直通）